

令和元年本宮市教育委員会 11月定例会会議録

- 1 日 時 令和元年11月18日(月) 午後1時30分～午後2時25分
- 2 場 所 本宮市役所 3階 常任委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 青 田 誠  
教育長職務代理人(1番) 谷 明子  
委 員(2番) 渡 辺 俊之  
委 員(3番) 古 宮 博文  
委 員(4番) 遠 藤 傳一郎
- 4 出席職員 教育部長 渡辺 裕美  
次長兼幼保学校課長 菅野 安彦  
上席参事兼第一保育所長 増子 公子  
教育総務課長 国分 孝寿  
国際交流課長 鈴木 正史  
生涯学習センター長 根本 享史  
白沢公民館長 鈴木 雅文  
参事兼管理主事兼指導主事 穂山 俊之  
指導主事 渡辺 博明  
指導主事 丹治 達也  
(書記) 教育総務課総務係長 遠藤 あけみ
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- 議案第51号 本宮市保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第52号 本宮市英語指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第53号 本宮市国際交流活動に従事する外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第54号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第55号 本宮市生涯学習専門員条例を廃止する条例制定について
- 議案第56号 令和元年台風第19号により被災した児童生徒の就学支援に関する要綱の制定について
- 議案第57号 令和元年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第4号)について
- 報告第1号 令和元年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第3号)について
- 報告第2号 令和元年度本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について
- 報告第3号 第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果について

## 7 審議経過

【午後1時30分開会】

- ◇教育長 ただいまから、教育委員会11月定例会を開会いたします。  
着座にて進めさせていただきます。

---

◇

### ◎会議録署名委員の指名

- ◇教育長 会議録署名委員の指名を行います。  
今回は、1番委員と2番委員をお願いいたします。

---

◇

### ◎議案第51号 本宮市保育所条例の一部を改正する条例制定について

- ◇教育長 議案第51号 本宮市保育所条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

◇書記 [議案第51号を朗読]

- ◇教育総務課長 それでは、議案第51号の内容につきましてご説明申し上げます。

資料は1ページから2ページをご覧くださいと思います。

本議案につきましては、来年2月の開所を予定しております本宮市立本宮第3保育所の新たな名称及び位置を定めるものであります。

資料2ページでございます。名称につきましては「本宮市立まゆみ保育所」、位置につきましては、本宮市本宮字反町12番地1となります。

また、現在の本宮第3保育所は、今後、改築を予定しております第2保育所の仮園舎として使用するため、目的が完了した新第2保育所の開所後に廃止の手続きをしまいたいと考えております。

なお、この条例は、令和2年2月1日から施行するものであります。

以上で説明とさせていただきます。

- ◇教育長 それでは、議案第51号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

- ◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第51号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ◇教育長 異議ありませんので、議案第51号は承認することに決めます。

---

◇

### ◎議案第52号 本宮市英語指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- ◇教育長 次に、議案第52号 本宮市英語指導を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

◇書記 [議案第52号を朗読]

- ◇国際交流課長 それでは、議案第52号につきましてご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、令和2年4月1日から地方公務員法及び地方自治法の一部を改正す

る法律が施行され、会計年度任用職員制度が発足し、特別職の任用及び臨時的任用が厳格化されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

会計年度任用職員制度につきましては、自治体により任用根拠が異なっていた非正規職員につきまして、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員に統一整理することが趣旨となっております。

本条例の改正の内容としましては、英語指導を行う外国青年、通称ALTでございますが、これまで本市におきましては、特別職非常勤職員という扱いとされていたものが、法改正によりパートタイムの会計年度任用職員と整理されたため、条文中の「給与」の文言を「報酬」に、「雇用」の文言を「任用」に、旅費などの支給を「費用弁償」に改正するものとなっております。

なお、本市におけるALTにつきましては、一般財団法人自治体国際化協会から派遣をいただいておりますことから、同協会の任用規則との整合性を図りながら、本条例に基づく規則の改正を今年度内に行っていく予定としておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上、ご説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第52号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第52号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第52号は承認することに決めます。



### ◎議案第53号 本宮市国際交流活動に従事する外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◇教育長 次に、議案第53号 本宮市国際交流活動に従事する外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第53号を朗読〕

◇国際交流課長 それでは、議案第53号につきましてご説明をさせていただきます。

本改正につきましては、議案第52号で提案させていただいたものと全く同一の趣旨でございます。市教育委員会が任用している国際交流員につきまして、所要の改正を行うものとなっております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

◇教育長 それでは、議案第53号に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第53号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第53号は承認することに決めます。

◇

◎議案第54号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例制定について

◇教育長 次に、議案第54号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例制定について説明をお願いします。

◇書記 [議案第54号を朗読]

◇生涯学習センター長 それでは、議案第54号 本宮市公民館条例の一部を改正する条例制定について説明をいたします。

本議案につきましては、公民館の館長については、これまで非常勤特別職ということでございましたが、先ほどの議案第52号、第53号と同様の理由で会計年度任用職員として位置づけられますことから、関連する条例の内容を整理したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第54号に対する質疑を行います。

◇4番委員 これは法律が変わったためですか。

◇次長兼幼保学校課長 地方公務員法と地方自治法の改正によりまして、より厳格化されたという形になります。

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第54号を承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、議案第54号は承認することに決めます。

◇

◎議案第55号 本宮市生涯学習専門員条例を廃止する条例制定について

◇教育長 次に、議案第55号 本宮市生涯学習専門員条例を廃止する条例制定について説明をお願いします。

◇書記 [議案第55号を朗読]

◇生涯学習センター長 それでは、議案第55号 本宮市生涯学習専門員条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、本宮市生涯学習専門員条例を廃止するために条例を制定するものであります。

生涯学習専門員につきましては、旧財団法人本宮町文化・スポーツ振興事業団所属の職員を生涯学習専門員として委嘱し、生涯学習の推進を図ってきたところであります。現在は、NPO法人生涯学習プロジェクトもとみやが組織され、事業を委託する形になっておりますことから、生涯学習専門員としての委嘱は行っていない状況であります。このことから、本条例を廃止するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第55号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第55号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第55号は承認することに決めます。

◇

**◎議案第56号 令和元年台風第19号により被災した児童生徒の就学支援に関する要綱の制定について**

◇教育長 次に、議案第56号 令和元年台風第19号により被災した児童生徒の就学支援に関する要綱の制定について説明をお願いします。

◇書記 〔議案第56号を朗読〕

◇次長兼幼保学校課長 それでは、資料16ページから17ページにかけてご覧いただきたいと思えます。

要綱の説明をさせていただきます。

こちらの要綱につきましては、今回の台風第19号により被災しました児童生徒の就学支援に関する要綱の制定でございます。こちらの要綱につきましては、被災児童生徒の支援を目的に制定するものでございます。

要綱の主な内容について説明いたします。

まず、第1条でございます。第1条では、目的として、被災児童生徒の保護者への援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資することとしております。

第2条でございます。第1項第1号では、対象者を住家が床上浸水以上の被災と定めております。

第3条では、17ページの下段になりますが、別表をご覧いただきたいと思えます。

まず、文房具や学校で使用する消耗品などに充てます学用品費は、それぞれ小学生・中学生に、定額を、給食費におきましては、所要経費実費を援助することといたします。このほか、学生服や指定の運動着、シューズなどが必要とされますが、こちらにつきましては、今回の要綱とは別に、現物支給を既に行っているところでございます。

第6条の援助の期間でございますが、今年度末までの令和2年3月までとしております。

この要綱につきましては、公布の日から施行いたしまして、令和元年10月15日から適用するものであります。

以上で、要綱制定の説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第56号に対する質疑を行います。

◇2番委員 こちらの対象者は、何名ぐらいいらっしゃるのですか。

◇次長兼幼保学校課長 児童生徒あわせて129名が対象となります。そのうち申請をしていただいて、該当する方に支給という形になります。

以上です。

◇2番委員 ありがとうございます。

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第56号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第56号は承認することに決めます。

◇議案第57号 令和元年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第4号）について

◇教育長 次に、議案第57号 令和元年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第4号）について説明をお願いします。

◇書記 [議案第57号を朗読]

◇教育総務課長 それでは、教育総務課より順に補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。別冊、議案第57号資料をご覧くださいと思います。

はじめに、歳出から説明をさせていただきます。

資料の12ページをお開きいただきしたいと思います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、学校施設維持管理費でございます。

まず、12節の役務費並びに15節の工事請負費でございますが、これにつきましては、本宮小学校西側にあります第3校庭との間を走ります市道館ノ越関根線の拡張工事に伴う工作物の移設関係の経費となります。内容は、バックネットは今後使用しないため撤去のみとなりますが、物置や、「こころの山脈」の広告塔などは、一時仮置きし、水飲み場などを含め、市道拡張工事の進捗により再設置をいたします。

次に、13節の委託料ですが、白岩小学校の校舎敷地と南側駐車場の法面の地盤調査の経費となります。これは、法面から現在水がにじみ出ている状況のため、調査を行うものでございます。

次に、15ページをお開きいただきしたいと思います。

3項中学校費、1目学校管理費、学校施設維持管理費でございます。

11節の需用費につきましては、白沢中学校駐車場への階段に設置してあります外灯の照度を上げるための修繕に要する経費と、12節の役務費、19節の負担金・補助及び交付金につきましては、本宮第二中学校の太陽光売電用計器の取替工事を行うものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

資料の4ページになります。

20款諸収入、5項雑入、3目雑入、8節教育費雑入のうち442万3,000円につきましては、本宮小学校校庭の工作物の移転に対する補償費となります。

以上で、教育総務課が所管いたします内容の説明とさせていただきます。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、幼保学校課が所管いたします内容について説明をさせていただきます。

まず、6ページをご覧くださいと思います。

3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費の民間保育所・保育園支援費であります。

20節の扶助費、子ども子育て給付金の156万6,000円の補正増でございますが、こちらは人数の増によりまして、民間認可保育所の給付に不足が生じるためでございます。

なお、受け入れていただいている施設名といたしましては、郡山市の認可保育所ほしのご保育園、星ヶ丘保育園の2つでございます。

次に、要求書8ページになります。

学校給食放射性物質検査事業交付金の16万2,000円の増につきましては、前年度、平成30年度の給食センターと、自校給食分の放射性物質食材検査器の毎年行っています更正費用につきまして、市が全体をまとめて一括して補助金申請を行っておりますので、給食センター費用負担分

を本年度に改めて補助をするものであります。

次に、10ページと14ページが同じ内容になりますので、一括して説明をさせていただきます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の保健管理費並びに3項中学校費、1目学校管理費の保健管理費でございます。どちらも、11節需用費、消耗品27万円と4万5,000円の補正増でございますが、小・中学校あわせて7校に対して学校保健総合管理ソフトの購入を行うものでございます。こちらは、保健の関係で子どもたちの健康管理のソフトでございます。今回、購入しない3校につきましては、既に購入済みであります。

続きまして、18ページになります。

10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費の教育振興費でございます。

14節の使用料及び賃借料のパソコン借上料64万5,000円につきましては、市内中学校3校のパソコン教室のパソコンの更新にあたり、タブレット端末の導入を実施するものであります。1校当たり34台で、導入後3月からの運用を予定しております。

続きまして、資料20ページになります。

4項幼稚園費、1目幼稚園費の私立幼稚園施設型等給付費であります。

まず、20節の扶助費、子ども子育て給付金の43万8,000円でございますが、こちらも人数の増によりまして、認定こども園の給付に不足が生じるための補正増でございます。

なお、受け入れ施設名といたしましては、二本松の認定こども園まゆみをはじめ、子どもの館、二本松学園などがございます。

23節の償還金利子及び割引料の2万8,000円につきましては、平成30年度施設型給付費地方単独費用補助金、過年度精算金として2万7,301円を返納するための補正増でございます。この事業につきましては、市外の認定こども園の幼稚園入園者に係る施設への給付を行うものであります。

次に、歳入でございます。

1ページになります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節の児童福祉費負担金の児童措置費国庫負担金過年度精算金1,000円の増額でございます。こちらは、過年度精算の1,000円でございます。

資料2ページになります。

こちらは、同じ内容の県の支出金になります。1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の児童措置費負担金過年度精算金の6万8,000円の増額でございます。

どちらも補助事業の実績額により精算金の補正を行うものであります。この事業につきましては、認可保育所、幼児の家をはじめ、認定こども園や認可保育所に対する運営の支援に要する費用でございます。

以上で、幼保学校課の説明といたします。

◇生涯学習センター長 それでは、生涯学習センターが所管いたします補正予算の内容についてご説明申し上げます。

資料は21ページからとなります。

5項社会教育費、6目図書館費のうち、しらさわ夢図書館維持管理事業でございます。

15節工事請負費につきましては、しらさわ夢図書館の空調設備の撤去・更新に係る工事費でございます。内容につきましては、空調設備3基のうち1基のコンプレッサーが破損し、修理ができ

ないことから、現在の空調設備を撤去して同等の空調設備を設置するものでございます。

続きまして、23ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ少年団支援事業でございますが、こちらは、上尾市からのスポーツ少年団への寄附金を活用しまして、市内のスポーツ少年団へ補助をするものであります。東日本大震災による復興に対する応援金をいただいたことから、今回、補正をしまして、スポーツ少年団に支出をし、スポーツ少年団の育成を図るという内容でございます。

続きまして、25ページ、6項保健体育費、1目保健体育総務費、スポーツ各種競技大会出場支援事業でございますが、19節負担金・補助及び交付金につきましては、全国大会、東北大会等への出場する際の激励金の交付金になりますが、こちらが今年度、不足が予想されるため、今後の支出を見込みまして60万円の補正増とさせていただくものでございます。

続きまして、27ページ、6項保健体育費、2目体育施設費、市民プール管理運営事業でございますが、14節使用料及び賃借料、これにつきましては、券売機がオープン当時から使用しているものでございまして、老朽化が激しく修繕ができないことから、新たに機器をリースするリース料を補正で計上したものでございます。

続きまして、29ページ、6項保健体育費、2目体育施設費、しらさわグリーンパーク野球場維持管理事業でございますが、15節工事請負費、こちらにつきましては、下水管の修繕工事になります。しらさわグリーンパーク野球場の障害者トイレが詰まりまして使用できない状態となっております。下水管に砂が入っていると思われることから、下水管の修繕工事費を補正増としたものでございます。

続きまして、31ページ、6項保健体育費、2目体育施設費、運動場維持管理事業でございます。こちらにつきましては、12節役務費、検査手数料となっておりますが、神座運動広場の電灯、動力変圧器のPCBの含有検査料を補正増としたものでございます。

以上、生涯学習センターが所管いたします補正の内容説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、議案第57号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 その他質疑がなければ、打ち切って採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、採決を行います。

議案第57号を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◇教育長 異議ありませんので、議案第57号は承認することに決めます。



#### ◎報告第1号 令和元年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第3号）について

◇教育長 次に、報告事項になります。

報告第1号 令和元年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第3号）について説明をお願いします。

◇教育総務課長 それでは、教育総務課より順に補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費、3項厚生労働施設災害復旧費、1目民生施設災害復旧費、児童福祉施設災害復旧費でございます。

こちらの13節の委託料及び15節の工事請負費でございますが、これにつきましては、本宮第1保育所災害復旧に係る経費でございますが、詳細が決定しておりませんので、項目のみの計上となっております。

以上、教育総務課が所管いたします内容の説明とさせていただきます。

◇次長兼幼保学校課長 それでは、幼保学校課が所管いたします部分につきましての説明となります。資料が4ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、2目教育総務管理費の台風災害対策費であります。

こちらの20節扶助費、被災児童生徒就学支援物資購入費でございます。

こちらは、今回、被災した児童生徒の支援のために必要な制服、それから指定運動着、指定靴などの支給のために135万4,000円の補正増をお願いするものであります。先ほど支援費でも説明しましたが、被災児童につきましては、本宮小学校、本宮まゆみ小学校、本宮第一中学校、3校合わせて129名となっております。

次に、歳入でございます。

1ページをご覧くださいと思います。

歳入で計上しておりました被災児童生徒の支援事業に係る財源として、災害救助費繰替支弁金を計上するものでございます。

以上で説明いたします。

◇生涯学習センター長 それでは、生涯学習センターが所管いたします補正の内容について説明申し上げます。

資料は7ページからとなります。

中央公民館及びサンライズもとみやの施設の復旧を図るための補正となっております。

11款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費としまして、中央公民館、さらにサンライズもとみやで被災した施設及び図書、それから備品等の補正の要求をしたものでございます。

続きまして、歴史民俗資料館の復旧事業でございますが、14ページからとなります。

こちらにつきましても、歴史民俗資料館の設備、災害復旧に必要な消耗品、さらに備品、庁用器具、展示ケースを補正したものでございます。全損壊で使えないものを補正しております。

歳入につきましては、2ページとなります。

災害復旧債であります。中央公民館と歴史民俗資料館の災害復旧工事に関する現年単独文教施設災害復旧事業債を計上したものでございます。

以上、生涯学習センターが所管いたします補正の内容の説明とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第1号に対する質疑を行います。

◇4番委員 今回の災害復旧事業の予算では、細かいところまでいろいろと大変なご苦労かと思えますけれども、今のところ再開見通しのタイムスケジュールなどはあるのですか。

◇教育長 例えばサンライズもとみや、中央公民館についてですか。

◇4番委員 はい。

◇生涯学習センター長 まず、中央公民館とサンライズもとみやですが、中央公民館は床上70センチの浸水がありまして、外部設置の高圧受電設備が浸水して使用不能になっております。復旧には、発注から3、4カ月程度時間が必要となります。

さらに、サンライズもとみやについては、床も大分損傷を受けまして、張りかえ工事等も必要に

なってきます。石こうボードの部分の壁も張りかえをするようになっておりますことから、さらに2、3カ月程度工事にかかると思っております。

ボイラー関係は、修繕できるかどうかは定かではありません。サンライズもとみやについては、昨年度ボイラーを更新したところでありますので、これを修理して使えば早く復旧ができると思っております。中央公民館につきましては、ボイラーが相当年数たっておりまして、交換できる部品等があるか不安な部分がございます、その部分も、今、修理のための検討に入っております。

電気につきましては現在仮設で、照明灯については使えるような状況になっております。水道については、今まで高架タンクに上げる方式をとっておりましたが、直結する形でとりあえず使用できるかというところを今検討しております。スケジュール的には、高圧受電設備、さらにボイラーの修理が少しかかると考えております。

以上です。

◇4番委員 なかなか具体的なスケジュールはちょっと見通せないという状況なのですね。

◇生涯学習センター長 はい。館全体の修理にかかる期間というのが、それぞれ設備ごとに違っていて、いつからオープンできるかというのは、まだ今の段階では見通しが立たない状況でございます。

◇教育長 サンライズもとみやの可動式の座席についても特別な装置なものですから、専門業者に見ていただいているところです。これについては、まだ見積もりの額が届いていないのですよね。

◇生涯学習センター長 はい。見積もりの額はまだなのですが、現在ある階段式の可動席を半分撤去するための費用というのがありまして、それが莫大な金額になってきていまして、その辺の調整をしているというような状況になります。

◇教育長 中央公民館については、来年度、4月当初から使用できればいいのでしょうかけれども、機械の発注があと2、3カ月かかると思いますので、設置工事、内装関係の工事を考えれば、相当期間、1年はかからないとは思いますが、4月以降、2、3カ月は最低でもかかるのかなと思っております。

サンライズもとみやについては、お話しましたように可動式の椅子の問題がございますので、これについては、もう少し時間がかかるのかなという状況でございます。可動式の椅子そのものにしたほうがいいのか、あるいは固定式にしたほうがいいのか、今内部ではいろいろ見積もり等をいただいて、対応できるような体制はとっているのですが、時間がかかると思っております。

見通し等がわかり次第、なるべく早目にお知らせはしたいと思っております。

◇3番委員 椅子の半分撤去というのはどんなことなのでしょう。

◇生涯学習センター長 半分撤去というのは、床の張りかえをするのに、半分下げたような状態の見積もりをいただいたのですが、撤去するだけで約1,000万以上かかるというような見積もりだったので、そういったところの状況をどううまく修理できるのか、今、調整をしていただいております。

◇3番委員 半分ずつ撤去して修理するようなイメージですかね。

◇生涯学習センター長 半分撤去してその床を張りかえたりというイメージです。

◇3番委員 はい。ありがとうございます。

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇教育長 次に、報告第2号 令和元年度本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について説明をお願いします。

◇教育総務課長 このたび、平成30年度事業に関わる教育委員会の事務に関する点検・評価が終了し、報告書をまとめましたので、ご報告申し上げます。

それでは、報告第2号資料をご覧いただきたいと思います。

ページをお開きいただきまして、点検・評価報告書の1ページをご覧いただきたいと思います。

教育事務に関する点検・評価制度の概要につきましては、9月定例教育委員会におきましてご説明をさせていただいたとおりでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。

評価対象事業の一覧でございます。点検評価でございますが、今年度は、評価基準の見直しを行い、目標どおり達成したものをAからB、目標を下回っているものをC、目標を上回っているものをA・S評価といたしました。

結果といたしまして、評価が上がったものが8事業、逆に下がったものが1事業でございました。S評価はございませんでした。A評価が6事業、B評価が29事業、C評価となったものが3事業でございました。

対象事業は、教育振興基本計画の施策体系に基づき分類をいたしまして、昨年と同じく38事業を点検・評価対象とし、内部評価を提出し点検・評価を受けました。

なお、9月定例会で報告いたしました自己評価表の中で、3事業につきまして、教育長または教育部長の評価により見直しをいたしましたので、ご説明をしたいと思います。

まず、Ⅱ 子どものよさや可能性を広げる学校教育の充実のうち、1. 人権を大切にし、お互いを認め合う心など共に生きる力の育成の中学校読書活動推進事業につきまして、こちらは貸し出し合計件数が増加し、読書習慣を身につけることにつながったことで、「B評価」に変更いたしました。

次に、Ⅲ 未来を創造し、生きがいにつながる生涯学習への支援、1. 共に学び、一人一人が輝く生涯学習の推進の女性教育事業につきまして、事業展開の工夫が必要であるとし、「C評価」に変更をいたしました。

Ⅲ 未来を創造し、生きがいにつながる生涯学習への支援、6. 本宮市の歴史と文化の継承と発信の文化財・史跡保存事業につきましては、開発事業者等に対し適切な情報交換が望まれるということから、「B評価」に変更をいたしました。

次に、4ページから、学識経験者の意見となり、5ページから12ページにかけては、施策別に教育事務評価委員の皆様による意見と課題を記載しております。各施策、おおむね高い評価のご意見をいただきましたが、事務事業のさらなる発展のためのご意見もいただいております。

委員の皆様からいただきましたご意見、課題をしっかりと認識し、今後の事務事業の執行にあたってまいりたいと考えております。

15ページ以降につきましては、それぞれの点検・評価対象事業の自己評価表となっておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

なお、この報告書につきましては、12月市議会全員協議会に報告させていただき、市のホームページ等で公表してまいりたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第2号に対する質疑を行います。

[発言する人なし]

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

◎報告第3号 第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果について

◇教育長 次に、報告第3号 第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果について説明をお願いします。

◇生涯学習センター長 それでは、第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会の結果についてご報告を申し上げます。

本日、配付しております別冊の記録一覧をご覧くださいと思います。

こちら右上にページがふってございますが、5ページと6ページが、本宮市の記録になっております。5ページの19位に本宮市が入っております。

第31回ふくしま駅伝につきましては、昨日開催されまして、本宮市チームの成績は5時間34分53秒で、総合順位で19位、市の部で11位という成績でした。昨年の総合順位であります24位から5つ記録を上げましたことが評価されまして、今回、敢闘賞を受賞しております。

年間を通しまして練習を重ねてきた選手の皆さんの健闘をたたえとともに、台風19号で被災した本市に、たくさんの勇気と元気をいただいたと感じております。

教育委員の皆様にも、応援をいただきましたことに御礼を申し上げまして、報告とさせていただきます。

◇教育長 それでは、報告第3号に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

◇教育長 質疑を打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

---

◇

◎その他

◇教育長 次に、その他、事務局から報告等があればお願いします。

〔発言する人なし〕

---

◇

◎次回開催日程について

◇教育長 なければ、次回教育委員会の日時を決めたいと思います。

〔次回開催日程について〕

◇教育長 次回教育委員会は、12月17日火曜日、午後1時30分開会といたします。

---

◇

◎閉会の宣告

◇教育長 これをもちまして、教育委員会定例会を閉会いたします。

【午後2時25分開会】